## さいたま市告示第985号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和元年11月6日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 島忠ホームズ浦和南店

所在地 さいたま市南区内谷七丁目440番1 外

埼玉県戸田市大字美女木字向田1026番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 ロッテ不動産株式会社

代表者氏名 代表取締役 小林 正元

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏 名

(変更前)

名 称 ロッテ不動産株式会社

代表者氏名 代表取締役 重光 武雄

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番1号

(変更後)

名 称 ロッテ不動産株式会社

代表者氏名 代表取締役 小林 正元

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社島忠

代表者氏名 代表取締役 山下 視希夫

住 所 さいたま市西区三橋五丁目1555番地

(変更後)

名 称 株式会社島忠

代表者氏名 代表取締役 岡野 恭明

住 所 さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

(4) 変更の年月日

ア 建物設置者の代表者及び住所

代表者:平成29年3月31日

住 所:平成30年9月30日

イ 小売業者の代表者及び住所

代表者:平成29年11月29日

住 所:令和元年7月22日

(5) 変更した理由

ア 建物設置者の代表者及び住所を変更したため

イ 小売業者の代表者及び住所を変更したため

2 届出年月日

令和元年10月23日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和元年11月6日から令和2年3月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 6179

FAX 048 (829) 6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出 によりこれを述べることができます。
  - (1) 意見書の提出期間

令和元年11月6日から令和2年3月6日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944